

社会保険の届出にもマイナンバーの記入を

当初の予定よりも大幅に遅れていた、社会保険関係手続きでのマイナンバーの利用について、3月5日から本格的な運用が開始されました。

具体的には、「資格取得届」「資格喪失届」「被扶養者異動届」「賞与支払届」等の様式が変更になり、それぞれに「**個人番号【基礎年金番号】**」という記入欄が設けられます。ここに個人番号（マイナンバー）を記載すれば、基礎年金番号の記入は不要になり、また一部の様式では住所の記入も省略できるようになっています。

様式も以前のものより分かりやすく、記入しやすい形になっており、書き方で頭を悩ませることは減るようになっていきます。

マイナンバーの取扱いは慎重に行う必要がありますが、これによって添付書類や手続きが簡素化できればありがたいことです。

私も先日、障害年金請求のお手伝いをさせていただいたのですが、マイナンバーを記入すれば戸籍や住民票の添付が不要だということで、揃える書類はだいぶ減りました。

今はまだ過渡期であり、いろいろな番号が混在していて逆に煩雑な面がありますが、少しずつでも便利になっていけばいいですね。

参考：[日本年金機構 マイナンバー関係 HP](#)

配偶者控除が変わるとどうなるのですか？ ④

前回、税金や社会保険の関係で生じるいくつかの「壁」について触れました。少し整理して見ていきます。

①103 万円の壁…本人に所得税が掛かるようになりますが、課税所得が195万円以下の場合、税率は5%です。給与収入が年104万円だった場合、103万円を超えた1万円に対して税金がかかり、その年の税額は1万円×5%=500円ということになります。

②130 万円（大企業は 106 万円）の壁…社会保険上、配偶者の扶養に入れなくなりますので、自身で加入する必要があります。勤め先で社保加入する場合、健康保険、

介護保険、厚生年金あわせた**保険料率は約 15%（協会けんぽ、自己負担分）**です。月収15万円の場合、22,500円が差し引かれ、手取りは約127,500円となります。

（さらに、雇用保険、所得税、住民税等も控除されます）

また、勤め先で社保に入れない場合は、国民健康保険・国民年金に加入し、自身で保険料を納めることになります。

③150 万円の壁…配偶者が、満額の配偶者（特別）控除を受けられなくなります。ただし、段階的に控除額が減っていく仕組みですので、急激に負担が増えるわけではありません。（vol.28 参照）

お分かりのように、最も大きな壁は社会保険の130万円の壁であり、これを超えると一気に**手取り収入の減少（＝自己負担の増）**につながることから、年収（見込）が130万円を超えないように就業調整をする方が多い、というのが現実なのです。

しかし、これらの壁が「女性の活躍を妨げている」として、見直しの動きが活発になってきています。

大企業に適用されている106万円の壁は、H31年10月には中小企業にも適用される見込み（社会情勢をみて検討、とされていますが）ですし、今回の配偶者控除の拡大など、税金面の改革もさらに検討されています。

そういったことを踏まえて、これからの働き方をどう考えていくべきでしょうか。次回へ続きます

セミナーを開催しました！

「人材育成・キャリアパスセミナー」第3弾を、3月5日に開催いたしました。多くのご参加をいただき、誠にありがとうございました。

来年度もセミナーを計画したいと考えています。第一弾は6月以降になるかと思いますが、引き続きよろしく願いいたします！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net